平成２１年（再イ）第１５号

鳥取県米子市両三柳4266番地８

再生債務者　作元　靖敏

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成22年３月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月８日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（再イ）第３２号

鳥取県米子市両三柳4266番地８

再生債務者　作元れい子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成22年３月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月８日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（再イ）第９９号

熊本県熊本市小山５丁目10番７号クレールコート小山Ｂ―201

再生債務者　佐々木大輔

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成22年３月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月８日

熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（再イ）第５８号

宮崎県延岡市中島町３丁目371番地２

再生債務者　田村　輝文

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成22年３月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月８日　宮崎地方裁判所延岡支部

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成21年３月27日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成 22 年３月 19 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　奥田　楯彦

記

１．［２］⑵㉛に次のとおり加える。

企画割引「第二京阪道路特定区間利用割引」

イ　割引をする自動車

イ）枚方東インターチェンジを通行するＥＴＣ車。

ロ）第二京阪道路のＢ区間又はＣ区間の交野南インターチェンジと第二京阪道路のＣ区間の寝屋川北インターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車。

㈱　Ｂ区間とは、京田辺市松井から交野市星田北までの区間をいい、Ｃ区間とは、交野市星田北から門真市大字稗島までの区間をいう。

ロ　割引額

イに定める通行について、次表の額（単位：円）を割引く。

		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	イ）	150	250	250	400	800
	ロ）	150	250	300	400	700

ハ　実施する期間

平成22年３月20日から平成23年３月31日までとする。

ニ　その他

１．［２］⑵割引制度の各割引については、本割引を適用した後の料金の額に対して割引を適用する。

本州四国連絡高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告平成 22 年第２号

本州四国連絡高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告した「料金の額及び徴収期間」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成 22 年３月 19 日　　本州四国連絡高速道路株式会社　代表取締役社長　伊藤　周雄

記

２⑶オ㈠③を次のとおり改める。

③　実施期間

平成21年３月20日（金）から平成22年６月30日（水）まで

２⑶オ㈫③を次のとおり改める。

③　実施期間

平成21年３月20日（金）から平成23年３月31日（木）まで

２⑶オ㈥③を次のとおり改める。

③　実施期間

平成22年３月20日（土）から平成22年11月10日（水）まで

２⑶オ㈭の次に次のとおり加える。

㈮　淡路花博2010ＥＴＣ平日昼間割引

①　割引をする自動車

神戸淡路鳴門自動車道の淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日以外の日の午前９時から午後５時までの間に通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

②　割引率

割引率は50パーセントとする。

ただし、本割引以外の割引（本割引を受ける自動車に重複して適用される割引を除く。）の適用条件を満たす自動車の割引額は、本割引の割引額と当該割引の割引額との差額とする。

③　実施期間

平成22年３月23日（火）から平成22年５月28日（金）まで

④　割引適用区間

神戸淡路鳴門自動車道の淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間

⑤　その他

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引及び大口・多頻度割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。